

松風グループ贈収賄防止ポリシー

1 基本方針

松風グループすべての役員及び従業員（以下「従業員等」とする）は、松風グループ贈収賄防止ポリシー（以下「本ポリシー」とする。）に基づき贈収賄行為を防止し、松風グループが事業を展開するあらゆる国・地域の贈収賄規制を遵守することにより、公正な事業慣行の確立を目指します。そのために贈収賄を防止するためのポリシーを策定いたしました。

贈収賄の防止に関する内容が含まれる、松風グループ行動規範はグループ全体に周知しております。

2 適用範囲

本ポリシーは国内外を問わず、松風グループで働くすべての従業員等に適用します。

また松風グループの事業活動に関わるすべてのビジネスパートナーに対しても、本ポリシーへの理解・協力を求めます。

3 贈収賄の禁止

- 1) 松風グループのすべての従業員等は、国内外を問わず公務員等及びその他ビジネスパートナーに対して、金額の多寡や直接的または間接的を問わず、贈収賄に当たる行為は行いません。
- 2) 松風グループのすべての従業員等は、ファシリテーション・ペイメントの要求を拒否します。ただし、従業員等の身体や生命に差し迫った脅威があるときにやむを得ず行う必要最低限の支払は例外とします。このような必要最低限の支払をしたときは可能な限り速やかに上司及び松風グループのコンプライアンス担当部門に報告いたします。

4 代理人等による贈収賄の禁止

松風グループのすべての従業員等は、エージェント、コンサルタント、代理店等の第三者を通じて賄賂の支払を指示すること、当社に代わって第三者が行う取引における贈収賄行為に当たる行為を容認しません。

5 接待・贈答

- 1) 松風グループのすべての従業員等は、接待や贈答を供する場合または従業員等が接待や贈答を受けるときは必ず各会社の責任者の承認を得ます。
- 2) 松風グループのすべての従業員等は、接待や贈答を供する場合には、法令及び社内規程があるときはその内容に準拠し、事業活動を行っている地域の社会通念に照らし、華美・過大とならない範囲で行います。
- 3) 松風グループのすべての従業員等が接待や贈答を供したときは、その支払の記録は正確に残します。

6 贈収賄防止体制の整備

松風グループは従業員等が贈収賄行為を発見した場合に匿名で相談・通報できるようにコンプライアンス担当部門及び内部通報窓口を整備します。また、相談・通報したことによる不利益な取り扱いは行いません。

7 教育・研修の実施

松風グループは従業員等による贈収賄行為防止に向けて、しかるべき研修・教育を通じて本ポリシーの周知徹底や贈収賄の禁止に関する啓発を行います。

8 取引内容の記録及び保管

松風グループは、贈収賄の禁止行為が行われていないことを証明できるよう、全ての取引及び資産の処分について、会計帳簿等を作成して保管します。会計帳簿等には虚偽や誤解を招く記載、または不完全な記載をすることは禁止します。

9 違反時の処置

本ポリシーまたは各国の贈収賄関連法に違反した場合は、松風グループの諸規程に従い処罰を行い、必要に応じて関係当局に通知します。

用語の定義

「**松風グループ**」とは、株式会社松風及び国内外のグループ会社を指します。

「**ビジネスパートナー**」とは、仕入先や販売店、ディーラーなどの松風グループの取引または事業活動の相手となる全ての第三者を指します。

「**公務員**」とは、国内の公務員、外国公務員、国際公共機関、政党、それらの職員、公職の候補者その他公務員とみなされる可能性のある者を指します。またそれらの肉親（配偶者、子供、扶養家族等）などの親しい第三者も含みます。

「**贈収賄**」とは、不当な利益を得るために、收受者の職務の執行または決定に影響を与え、またはその他の不当な行為を行わせる目的で、金品その他の不正な利益の供与、收受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行う行為を指します。また、ファシリテーション・ペイメントといった行政手続等の円滑化、迅速化を目的として裁量権のない公務員に対して行われる少額の支払いも賄賂の一種であると認識します。

「**金品その他の不正な利益**」とは、現金、現金と同等のもの、贈答品、サービス、雇用、ローン、旅費、飲食・スポーツ観戦等の接待、政治献金、慈善寄付、補助金、日当、スポンサー、謝礼等、その名目を問わず收受者にとって利益になるもの全てが含まれます。